

公文書管理の在り方等に関する有識者会議 最終報告（平成20年11月4日）（抜粋）

「時を貫く記録としての公文書管理の在り方」～今、国家事業として取り組む～

## 5. 公文書管理担当機関の在り方

### (3) 利用の仕組み・施設

- 国民等が公文書を利用するに当たっての便宜、国の機関の便宜性と機動性の確保、更には国民のアイデンティティ意識の向上に対する貢献等に配慮し、老朽化・陳腐化が進んでいる狭隘な国立公文書館の施設については、国民が利用しやすいことはもちろん、行政府・立法府・司法府の職員が随時利用できるように霞が関地区周辺を念頭に置き、計画的に整備を図るよう早急に検討を開始する必要がある。